

農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、3つから2つの方法になります！

①農地法第3条による許可

②相対による農地の貸借

③農地バンクによる農地の貸借

統合一本化

② 〈 現 行 〉

相対の農地の貸借（※1）

令和7年3月までは経過措置期間として活用可能（※3）



③ 令和7年4月以降 〉

目標地図（※2）の実現に向けた農地バンクによる農地の貸借



- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。
- ※3 地域計画を公告した地区については、経過措置は活用できません。

農地バンク活用には 各種メリットがあります！

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- 農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料の支払いは一つにまとめてくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる



相談



農業委員会

農地の貸し借りのご相談は
お近くの農業委員会まで！

お問い合わせ先

津幡町産業振興課農地係
津幡町農業委員会

Tel: 076-288-6704
Tel: 076-288-6704